

2021年10月31日

## 習近平政権の対日外交と歴史問題

### — 「南京事件」<sup>1</sup>追悼の国家公祭化に関する初歩的考察の「草案」 —

福岡大学人文学部教授

大澤 武司

#### はじめに

中国の対日外交を考える上で、歴史問題が重要な要素であることに異論はないだろう。江藤名保子氏による一連の研究は、中国の国内政治と対日外交の連関のなかに「歴史認識問題」を位置づけ、改革開放期におけるその構造と展開を見事に論じた<sup>2</sup>。

本稿は、公益財団法人日本国際フォーラムが実施する研究会「中国の対外行動分析枠組みの構築」（主査：加茂具樹慶應義塾大学教授）において、筆者が研究を進める習近平政権の対日外交における歴史問題の位置づけ、ならびにその構造と展開に関する事例研究の素案をまとめたものである。

現在、筆者が特に取り組んでいるのは、第1期習近平政権期の対日外交における歴史問題の位置づけに関する調査・研究である。もちろん、研究会が主たる分析の対象とする中国の国内政治過程の解明に重点を置き、これを基礎としつつ、中国の対外行動、すなわち対日外交の分析枠組みの構築に寄与することを目的とする。

とはいえ、もとより筆者が専門とする研究対象は「国交なき時代」（1949～72）の中国の対日外交であり、中国の現政権の外交行動を分析するには、十分な知見を有しているとはいえない<sup>3</sup>。だが、いわゆる歴史研究の視点からこの問題に取り組んだ場合、どのような考察が可能か、無謀ながらも挑戦をしてみたいと考えている。

なお、本研究では、「南京事件」に関連する現代的事象に照準を合わせて分析を行う<sup>4</sup>。すなわち、「南京大屠殺死難者国家公祭日（以下、国家公祭日）」（12月13日）の制定に関する政治過程（2014年2月27日に全人代にて承認）を跡づけ、さらにその制定が中国の国内政治上ならびに対日外交上において有する意義について初歩的な考察を加える。

また、本事例研究の最終的な着地点として、「南京事件」追悼の公祭日制定とほぼ平行して実現した「南京事件」の世界記憶遺産への申請・決定（2015年10月10日）にもあわせて触れることで、より立体的な考察を加えたいと考えている。

#### I 第1期習近平政権期の日中関係—その構造的な理解

第1期習近平政権期（2012年11月から2017年10月）の日中関係は、2012年9月の日本政府による尖閣国有化を契機に戦後史上最悪とも言われる状態から始まった。

中華人民共和国成立以来、中国にとって対日外交は対米外交の従属変数であったとされ

る<sup>5</sup>。この点は現在の習近平政権においても大きく変わることがないと筆者は考えている。このような認識に基づき、第1期習近平政権期の対日外交にかかわる思想・理念ならびに政策・方針、戦略の大枠を捉えると、以下のように把握することができよう。

すなわち、習近平の領導の基本思想・理念として、「中華民族の偉大なる復興」という「中国の夢」の実現があり、そして、これを基礎とする外交の基本政策・方針として「大国外交」ならびに「新型大国関係」の提起があり、さらにこのような思想・理念ならびに外交の基本政策・方針を背景としつつ、日本政府による尖閣国有化による「戦後史上最悪」ともいわれる日中関係への対峙、すなわち第1期習近平政権期の対日外交が展開されていったと考えられる<sup>6</sup>。

興味深いのは、この「戦後史上最悪」と評された状況が、いわゆる第二次世界大戦後の日華和平条約の締結（1952年4月）によって断絶された戦後初期の日中関係の姿と重なることである。当時、誕生したばかりの中華人民共和国は朝鮮戦争の真っただ中にあり、反米帝国主義を掲げ、国際社会における生存空間の拡大を求め、日米離間ならびに日本中立化を目指して、「以民促官」の対日外交を展開した。つまり、中国自身が「アメリカ帝国主義の走狗」と呼んだ日本との関係改善を目指し、経済・文化・「人道問題」解決などの領域で積極的な対日和平攻勢を展開したのである。

結果的に中国の国内政治の急進化を背景として、対日外交も強硬化したことにより、1950年代半ばの「積み上げ」方式の「日中友好」期は1958年5月に途絶えたが、その関係改善の政治過程は、現在の日中関係を考察するうえでも数多くの示唆を与えてくれる<sup>7</sup>。少なからず「我田引水」の感もあるが、このような理解を前提として第1期習近平政権の対日外交の展開を跡づけた場合、このような「古めかしい」理解の枠組みも決して無意味でないのではと考える。

端的に言えば、第1期習近平政権の対日外交は、習近平版の対日「以民促官」戦略に基づき展開されたと評価できよう<sup>8</sup>。2012年11月に発足した習近平政権は、元A級戦犯であり、「中国敵視」を貫いた岸信介の孫である安倍晋三首相の「右傾化」への批判を当初から強めつつ、尖閣周辺の日本の領海に公船を頻繁に侵入させ、領土問題の既成事実化を図った。他方、安倍首相は、領土問題自体が存在しないとの姿勢を崩さず、「対話のドアは常に開いている」と繰り返し、中国側の出方を粘り強くうかがった。

膠着状態が続くなか、習近平政権が繰り出したのが、「以民促官」戦略に基づく積極的な経済交流の推進だった。その背景には自国経済の減速に対する危機感もあったことも想定できる。2013年9月、常振明中国中信集団（CITIC）会長率いる中国大手企業トップ10社の代表団の訪日日が実現したが、これがその幕開けであった。一行は経団連の米倉弘昌会長や菅義偉官房長官らに中国経済界の日本重視の姿勢を強烈にアピールした。

また、翌14年5月には、青島のAPEC貿易相会合で茂木敏充経産相と高虎城商務相が会談し、尖閣国有化後初となる中国本土での日中閣僚の公式会談が実現し、この流れが加速した。同月下旬、米倉会長が、李源潮国家副主席や唐家璇前国務委員（外交担当）と面会し、

「政経分離」で経済交流を進めるよう提案した。9月には経済同友会や日中経済協会の200名超の大規模代表団が相次いで中国を訪れた。

だが、決定的だったのは、同月30日の所信表明演説で安倍首相自身が「戦略的互惠関係」という言葉を用い、首脳会談実現に向けて明確なメッセージを送ったことだった。周知のように、「戦略的互惠関係」とは、第1次安倍政権が提起した日中関係の基本理念で、小泉純一郎首相の度重なる靖国参拜で「政冷経熱」に陥っていた両国関係を打開するため、就任後、最初の外遊先に中国を選んだ安倍首相が胡錦濤総書記に語ったものだった。安倍首相の演説には、11月の北京でのAPEC首脳会議で首脳会談を実現したいとの強い思いが込められていた。

ただ、ようやく実現した両国の初顔合わせは、国内向けの「配慮」から、「笑顔なき握手」となった。だが、これ以降、各領域での日中協力が再開され、さらに2015年4月のバンドン会議60周年記念の首脳会議では、「笑顔での握手」が実現、財務・経済や安全保障、省エネ・環境の分野で実務協議が動き始めた。

また、記憶に新しい現象としては、この時期には日本を訪れる中国人観光客の激増があった。同年1月、日本政府はビザの発給要件の緩和に踏み切り、この年2月の春節にはいわゆる「爆買い」現象が巻き起こった。人民元高の影響もあったが、習近平政権の「意向」もあり、中国の多くの人々が「現実の日本」に触れる機会を獲得し、中国国内においても日中接近の前提が整えられていった。

2015年後半からしばらくの期間、日中関係改善の歩みは緩慢となったが、2017年5月、自民党の二階俊博幹事長が一带一路国際協力サミットフォーラムに参加し、「安倍親書」を携えて習近平総書記との会見し、「一带一路」構想への協力や日中シャトル外交の実現などについて前向きな姿勢を示したことで、日中関係改善は一気に加速したといえる。

自民党の有力者であった二階幹事長への接近という手法は、かつて毛沢東や周恩来が行った自民党実力者であった高碇達之助や松村謙三への接近を髣髴とさせる<sup>9</sup>。このような点からも、第1期習近平政権の対日外交を建国初期中国の対日外交に重ねて考察することの意義を筆者は感じるのである。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、習近平総書記の「国賓」としての訪日はいまだ実現していないが、「アメリカ第一」を掲げたトランプ政権の発足を背景として、習近平政権の対日「以民促官」戦略による日米離間は、一定程度の成果を上げたと評価できよう。

## II 「国家公祭日」制定への道

前節で確認したように、第1期習近平政権は巧みな対日「以民促官」戦略を展開し、日中関係を改善の基調に導くことに成功した。長期的な視点からも、「大国」となった中国が「超大国」であるアメリカを「主要敵」として位置づける以上、日本との関係はかつてなく中国にとって重要な存在になっていると想定される。

歴史的に見た場合、中国が対日接近を試みる際、常にいわゆる「歴史認識問題」は「後景化」する傾向があった。例えば、1950年代の対日「以民促官」戦略展開期には、中国は対日戦犯裁判を実施したが、いわゆる「寛大処理」を行い、日本への秋波を送った。また、1960年代の「二つの中間地帯論」に基づく「半官半民」交流推進期には、対日賠償請求の放棄を内部的に政策決定したともいわれる<sup>10</sup>。

1970年代の日中国交正常化期には、中国国内の反対を抑え込みつつ、日本に対して「賠償請求の放棄」を実際に行った。1980年代の「蜜月期」には、教科書問題や中曽根康弘首相の靖国公式参拝などで歴史問題が顕在化した。これも「対話」を通じて鎮静化を図っている。

このような事実を踏まえれば、対日関係の改善を目指して「以民促官」戦略を展開していた第1期習近平政権が、日中関係の「鬼門」でもある歴史問題をどのように位置づけ、どのように扱ったのかという問題は、その対日外交政策を評価するうえで重要な問題であるといえよう。

では、この時期に話題となった歴史問題にはどのようなものがあったのか。細かい事象まで網羅できないが、目立つものとしては、全人代における国家公祭日ならびに抗日戦争勝利記念日の制定決定（2014年2月）や中国人労働者の強制連行関係集団訴訟の提起と人民法院（北京市第一中級）による受理決定（同年3月）<sup>11</sup>、「南京事件」世界記憶遺産登録申請（同年6月）・登録決定（同年10月）、抗戦勝利70周年をめぐる「侵華」関連記念・追悼施設の大幅拡充・修復事業<sup>12</sup>や大型歴史資料集の編纂・刊行事業の推進<sup>13</sup>などがあった<sup>14</sup>。

本稿では、筆者が参加する研究会「中国の対外行動分析枠組みの構築」で最終的に解明を目指す国家公祭日の制定をめぐる習近平政権の政治的意図ならびにその政治過程を考察する前提として、これに関連する事実関係の概要を整理しておきたい。

国家公祭日（日本では「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」などと呼ばれる）の制定は、2014年2月27日に開催された第12期全国人民代表大会常務委員会第7回会議で決定された。翌年は抗日戦争勝利70周年にあたり、習近平政権としては、初めて迎える重要な歴史問題に関するイベントであったといえる。これに先駆けて「国家公祭日」は制定された。

とはいえ、国家公祭日制定の動きは、習近平政権成立後に始まったものではない。「南京事件」追悼の本格化の始点をどこに置くべきかについて、あらためて慎重な議論が必要だが、日本との関係で「南京事件」がクローズアップされ、なおかつ中国国内で際立った動きが始まるのは、1980年代半ばであった<sup>15</sup>。

もっとも、国家公祭日の制定に照準を合わせた場合、論じるべきその始点は、いわゆる靖国参拝が繰り返された小泉純一郎政権期の「政冷経熱」期に顕在化した「南京事件」の国家公祭化の動きであろう。2001年4月の小泉政権成立以降、小泉首相は「終戦記念日」を巧みに避けながらも靖国参拝を繰り返し、中国の官民の感情を刺激し続けた。2004年7月には重慶開催のサッカー・アジアカップで反日騒動が発生し、さらに翌年3月には日本の国連安保理常任理事国入り反対署名運動が中国で起こると、日中間の緊張状態は頂点に達し

た。

このような情勢を背景に、江蘇省の人民代表大会常務委員会副主任であり、全国人民政治協商会議常務委員会委員であった趙龍が動いた。2005年3月9日、趙は第11期全国人民政治協商会議第3回会議に政協委員49名との連名で「關於將侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館昇格為國家紀念館并申報世界文化遺產的提案」を提出し、南京にある侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館（以下、南京大屠殺記念館）の國家級施設への昇格ならびにその「世界文化遺産」への申請を建議したのである<sup>16</sup>。

その申請の論理は、「南京事件」が「第二次世界大戦において発生した人類の三大惨事のひとつ」であり、アウシュヴィッツ・ビルケナウ記念館と広島平和記念資料館が國家級の施設となっており、いずれも世界文化遺産であることが強調され、「抗日戦争及び世界反ファシズム戦争勝利60周年」や「愛国主義教育基地としての役割のさらなる發揮」「世界平和と發展の共同推進」などが理由として挙げられた<sup>17</sup>。

結果的にこの提案が成就することはなかったが、「南京事件」國家公祭化の種は確実に蒔かれた。その後、胡錦濤政権後半期、一時、日中関係は「戰略的互惠關係」を基礎として、安定的に推移したが、2010年9月、いわゆる「中国漁船衝突事件」が発生するなかで尖閣をめぐる日中間の領土問題が注目を集め、さらに2012年2月、河村隆之（たかし）名古屋市長が「南京大屠殺否定」発言をすると、再び現地南京の動きは活発化した。

2012年3月9日、趙龍は第11期全国政協第5回会議に「關於將侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館上昇為國家級紀念館并申報世界警示性文化遺產的提案」を提出し、これらを実現することで「悪意を以て南京大屠殺を否定する言論に対する有力な反駁」を行うべきだと強く訴えた<sup>18</sup>。

2005年と2012年の2度にわたって趙龍は全国政協に「提案」を提出したが、いずれも内容的には、南京大屠殺記念館の國家級施設への昇格ならびにそのユネスコ世界文化遺産への申請が明記されているのみで、「南京事件」追悼の國家公祭化には触れていない。だが、2005年3月の第11期全国政協第3回会議で趙龍が「毎年12月13日を國家公祭日に定めるべきだと提案を最初に提出した」とされており<sup>19</sup>、「提案」の報告に際して、これにかかわる発言があったことがうかがえる。

趙龍が再び「提案」を行った2012年3月には、國家公祭日設立に向けてさらなる大きな動きがあった。ほぼ同時期に開かれていた第11期全国人民代表大会第5回会議（3月10日）でも、江蘇省代表の鄒建平委員（南京芸術学院院長・中国国民党革命委員会江蘇省副主任委員）が、河村名古屋市長の発言を挙げ、「中日關係の健全な發展に極めて大きな影響を与え、中国人民の感情を傷つけた」と批判しつつ、「南京事件」追悼のための國家公祭日の制定を強く「建議」したのである<sup>20</sup>。

そこでは、「南京事件」が「第二次大戦における三大惨事のひとつ」であり、「中華民族の災難」であることが説明され、さらに國家公祭日の制定ならびに公祭の舉行によって「中国人民の戦争反対・平和維持の立場を表明する」必要があると訴えられた。そして、「今年12

月 13 日より最初の「国家公祭日」として開催し、全人大あるいは全国政協の副職領導の追悼式典への出席を要請する」ことが「建議」された。

このような動きがあるなか、同年 9 月には日本政府による「尖閣国有化」が行われ、日中関係は戦後史上最悪とも言われる状況に陥った。すでに触れたように、この年末には日中両国でそれぞれ新たな政権が発足し、さまざまが外交上の駆け引きが始まったのである。

### III 「国家公祭日」制定の法的手続き

では、最終的に国家公祭日の制定はどのような過程を経て実現したのか。2014 年 2 月 25 日、国家公祭日制定法案である「全国人民代表大会常務委員会關於設立南京大屠殺死難者国家公祭日的決定（草案）」が第 12 期全人代常務委員会第 7 回会議に提出された。これに際して、全人代常務委法制工作委员会主任の李適時が立法趣旨や「決定（草案）」の起草過程について説明を加えている<sup>21</sup>。立法趣旨については今後の筆者の研究のなかでより詳細な考察を行っていくが、ここでは、まず「決定（草案）」の起草過程を確認しておきたい。

李適時の説明によれば、その起草はおおよそつぎのように進められた。

委員長の委託を受け、全人代常務委法制工作委员会が決定（草稿）の起草の責任を負った。法制工作委员会は、ここ数年来の全人代代表や全国政協委員、社会の各界人士による南京虐殺死難者国家公祭日の設立に関する意見・建議、ならびに関係する地方における南京大虐殺死難者追悼活動の状況などを研究し、南京大虐殺の史料や文献を調査・閲覧し、連合国やポーランド・アメリカ・イスラエルなど 30 余りの国家がナチスによる大虐殺に関する記念日を制定した際の規定と方法について比較を行った。そして、座談会を開催することで一部の全人代代表や中央の関係部門、関係する専門家の意見をそれぞれ聴取し、同時に侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館に赴き、実地での調査・研究を行った。各方面の意見の取りまとめと研究を経て、法制工作委员会は決定（草案征求意见稿）を起草し、中央の関係部門や関係省（市）ならびに関係する専門家にそれぞれ意見を求めた。法制工作委员会はこれらの基礎を踏まえて、草稿征求意见稿にさらなる修正を加え、同時に関係方面とともに繰り返しの研究を行い、決定（草案）を確立した<sup>22</sup>。

一般的に中国の立法過程においては、形式主義的ながらも、担当部門が法律の草案の草案である「草案征求意见稿」を作成し、これをたたき台にして、中央の関係部門や関係省（市）、ならびに関係する専門家に意見を求めたうえで最終的な「決定（草稿）」が完成することが多いが<sup>23</sup>、本「決定」についても同様の手続きがとられたものと思われる。

翌 26 日午前には「分組審議」が行われ、参加した委員から修正意見が出された。「決定（草案）」は全人代常務委法律委員会で「逐条研究」され、若干の語句に修正が加えられた。もっとも、「踐踏文明（文明を踏みつけ）」「泯滅良知（良知を滅ぼす）」という形容では、日

本の侵略者の「残暴罪行」を十分に反映することができないため、「人類文明史上、滅絶人性の法西斯暴行」という表現に改められた。加えて、外国人の殉難者を含めるという観点から「死難同胞」を「死難者」に変更するなどの修正が施されたが、いずれもあくまでも字句修正の範囲にとどまった。

翌 27 日、「決定」は全人代常務委を通過した。筆者による訳出だが、「決定」に込められた意図を読みとるためにも、その全文を挙げておきたい。

1937 年 12 月 13 日、中国を侵略した日本軍は、中国の南京で我々の同胞に対して 40 日あまりの長きにわたってこの世のものとは思われぬほどの悲惨な大虐殺を始め、国内外を震撼させる南京大虐殺を行い、30 万余りの人々を無残にも殺戮した。これは人類の文明史上において、正常なる人間性を失ったファシズム的暴行である。これは国際法に公然と違反する残虐行為であり、鉄の証は山の如くあり、早くから歴史は評価を下し、法は判決を定めている。南京大虐殺の死難者や日本帝国主義が中国を侵略した戦争の期間において日本の侵略者の殺戮にあった死難者たちを追悼するため、日本の侵略者の戦争罪行を暴露するため、侵略戦争が中国人民と世界の人民に与えた重大な災害を刻むため、中国人民の侵略戦争に対する反対、ならびに人類の尊厳の擁護や世界平和を維持するという確たる立場を表明するため、第 12 期全人代常務委員会第 7 回会議はつぎのように決定した。すなわち、12 月 13 日を南京大屠殺死難者国家公祭日と定める。毎年、12 月 13 日に国家は公祭活動を開催し、南京大虐殺の死難者や日本帝国主義が中国を侵略した戦争の期間において日本の侵略者の殺戮に遭遇したすべての死難者を追悼する<sup>24</sup>。

このような過程を経て、南京陥落の日は「南京事件」追悼のための国家公祭日として法律によって権威を与えられることとなった。

## おわりに

冒頭で述べたように、本稿は研究途上の中間報告的な性質をもつものである。最終的な着地点としては、習近平政権の対日外交と歴史問題の関係、すなわち中国の対日外交政策の決定過程における歴史問題を国内の政治過程との関連において位置づけ、その構造を考察することを目的とする。本稿を執筆している現段階においても、このような考察のために重要と思われる諸要因について、多くの着想を得るに至っている。

なお、最終的な研究成果をまとめるにあたり、その前提として、国家公祭日制定後の国家公祭行事の概要について確認しておきたい。

	開催年	演 説	備 考
第1次	2014年	習近平国家主席	全人代常務委員長張徳江が主持
第2次	2015年	李建国全人代常務副委員長・党中央政治局委員	中央政治局常委出席せず・国務委員王勇が主持
第3次	2016年	趙楽際中央組織部長・党中央政治局員	全人代常務副委員長沈躍が主持
第4次	2017年(70周年)	俞正声全国政協主席・前中央政治局常務委員	習近平国家主席出席・党中央宣伝部長黄坤明が主持
第5次	2018年	王晨全人代常務副委員長・党中央政治局委員	中央政治局常委出席せず・「南京市国家公祭保障条例」施行
第6次	2019年	黄坤明党中央宣伝部長・党政治局委員	党中央政治局常委出席せず・全人代常務副委員長曹建明が主持
第7次	2020年	陳希中央組織部長・党政治局委員	党中央政治局常委出席せず・全人代常務副委員長沈躍が主持

(筆者作成)

これまで国家公祭として開催された「南京事件」追悼儀式は7回に及ぶが、特に「南京事件」70周年となる2017年12月14日の「習近平国家主席、参加すれども演説せず」については、研究者によるさまざまな分析がなされた<sup>25</sup>。もとより、いわゆる「精日」問題への対応や「南京市国家公祭保障条例」の施行など、「南京事件」追悼の国家公祭化をめぐることは、その後も検討すべき多くの事象が発生している。

国家公祭日制定にかかわる「前史」「法的手続き」ならびに「公祭実施概要」について整理をしたうえで、最後に現在の筆者の考察の照準を示しておきたい。

まず習近平政権における「歴史教育」の強化と「南京事件」追悼の国家公祭化との関連である。習近平政権が「党の領導」を強化するため、「四史」教育の強化を進めていることは周知だが、その文脈において、本研究が扱う一連の事象がいかなる意味を有しているのかという問題である。

いうまでもなく、中共による「党の領導」の正統性は、抗日戦争勝利における中共の貢献が根拠のひとつとされてきた。第1期習近平政権の対日改善という外交目標のもと、「党の領導」の強化と抗日戦争における最大の屈辱である「南京陥落（「南京事件」）」という歴史の「政治的定義」をいかに行うのか。そこに込められた習近平政権の思惑を読み解くことは決して容易でないが、極めて重要な課題である。

つぎに国家公祭日制定の実質的な主体（領導機構）の解明である。本稿では、考察の導入として、全人代常務委の法制委員会や法律委員会が関与した表面的な過程は確認したが、実質的には中央宣伝部や中央組織部を主管部門とする事実上の「決定（草案）」の起草責任部門が存在していることが想定され、習近平政権による「歴史問題」に関する体系的な「統制」の意図と実態を理解するためには、その把握が不可欠である。史料的な制約は多いが、重要な課題である。

また、本稿が扱う一連の事象における中国人民の「民意」と中共との関係も考察の要点である。1980年代半ばの歴史教科書問題をめぐる歴史問題の紛糾を起点として、「南京事件」をめぐる対日批判の民意は常にくすぶり続けてきた。なぜ「南京事件」追悼の日が国家公祭日となったのか。筆者は、江蘇省や南京市の「人民」による1980年代半ば以降の「追悼」の積み上げの「実績」も重要な意味を有したのではないかと想定している。

いずれにせよ、「屈辱」「勝利」「追悼」「党の領導」「国際平和秩序の維持者としての正統性の主張」などの諸要素について、いわゆる「四史」<sup>26</sup>の「語り」と齟齬が生じないように

注意深く考慮しつつ、本研究が対象とする「中国の対日外交と歴史問題」をめぐる諸々の「決策（政策決定）」も行われていったと考えられる。国家公祭日や抗日戦争勝利記念日の制定とほぼ同時期に進められた「南京事件」関連資料の「世界記憶遺産」への登録に関する一連の動きも、このような視点からあわせて考えることもできよう。

筆者の暫定的な結論を先取りすれば、いわゆる「新型大国関係」下における「戦略的互惠関係」に基づく習近平政権の対日接近の必要に基づき、まさに国内における歴史問題に関する諸言説を構造的に「統制」することを目的として、「南京事件」追悼の国家公祭化が実現したと考える。もっとも、日本人研究者が論じる課題としては極めて慎重を要するものでもあるため、その結論と論証は今後のさらなる研究の進展を待たれたい<sup>27</sup>。

---

<sup>1</sup> 1937年12月13日に発生した中華民国の首都・南京陥落に伴う日本軍による一連の加害行為について、その名称ならびに発生した歴史的事実の実態などに関する理解・見解・主張は多岐にわたる。本稿は、かかる歴史的事件そのものを論ずることを目的としないため、日本国外務省のホームページで用いられている「南京事件」との表記を用いる。

<sup>2</sup> 江藤名保子『中国のナショナリズムのなかの日本—「愛国主義」の変容と歴史認識問題』（勁草書房、2014年）。

<sup>3</sup> 筆者は、拙著『毛沢東の対日戦犯裁判—中国共産党の思惑と1526名の日本人』（中央公論新社、2016年）などで1950年代の中国の対日外交と日中間の戦後処理問題について研究を進めてきた。

<sup>4</sup> 「南京事件」を扱った先行研究は膨大に存在するが、筆者と極めて近い問題関心にに基づき、日中歴史和解というテーマに取り組み、「南京事件」を扱った最近の研究として、王広涛『日中歴史和解に関する研究』（博士学位請求論文、名古屋大学大学院、2017年）がある。  
<https://nagoya.repo.nii.ac.jp/records/24606#.YWPEExrP2Hs>

<sup>5</sup> 筆者は、国交正常以前の日中関係に関して、いわゆる「内在的発展」的な視点から、その「以民促官」「半官半民」の実質的な両国関係の積み上げを両国の国交正常化の重要な要素と考えるが、田中道彦『日中関係 1945-1990』（東京大学出版会、1991年）などの通説的な理解は、米中接近という冷戦構造の変転が日中国交正常化を導いたとする。

<sup>6</sup> 趙宏偉『中国外交論』（明石書店、2019年）は、中国研究所編『中国年間』掲載の「動向・対外関係」部分の「概観」で整理・叙述した習近平政権期の中国外交の概観を年次ごとに掲載しており、事実関係の推移を把握するのに有用である。

<sup>7</sup> 拙稿「前史 1945-1971」高原明生・服部龍二編『日中関係史 1972-2012 I 政治』（東京大学出版会、2012年）を参照されたい。

<sup>8</sup> 以下、本節の記述は、拙稿「新時代「共創」の日中関係へ」（『公明』第147号、2018年）22-25頁の記述を整理し、まとめ直したものである。

<sup>9</sup> 1960年代の「半官半民」の日中交流再開の政治過程については、拙稿「戦後初期日中関係における「断絶」の再検討—（1958-1962）」添谷芳秀編著『現代中国外交の六十年—変化と持続』（慶應義塾大学出版会、2011年）で中華人民共和国外交部档案に依拠して詳細に

論じた。

<sup>10</sup> 朱建栄「中国は何故賠償を放棄したか—政策決定過程と国民への説得」(『外交フォーラム』第49号、1992年)。

<sup>11</sup> 2014年2月26日、中国人元労働者らが三菱マテリアル(旧三菱鉱業)や日本コークス(旧三井鉱山)を相手取り、損害賠償と謝罪広告の掲載を求める訴えを北京市第一中級人民法院に起こしたが、翌月18日、人民法院が原告らの提訴を正式受理した。それまで中国の裁判所が強制連行をめぐる集団訴訟を受理した例がなかった。当時の『朝日新聞』(2014年3月19日)の記事によれば、中国の司法関係者の「現在の日中関係で受理しないとの判断はあり得ない。党指導部はいま、歴史問題で日本に融和的と思われる姿勢を国民に見せることは絶対に出来ない」との発言を伝えている。なお、その後、河北省の唐山市や滄州市、衡水市、石家庄市などでも集団訴訟が提起された。なお、三菱マテリアルは、終戦70年となる2015年8月、和解に向けた動きを始め、2016年6月以降、「歴史・人権・平和基金(三菱マテリアル基金)」の設立などを通じた元労働者救済の模索が続いている。

<sup>12</sup> 本稿に直接関連するものとして、2014年の国家公祭日設立と並行して行われた南京大屠殺記念館の第3次拡張工事がある。筆者自身、完成直後の「新館」に「潜入」したが、従来の記念館とは別に抗日戦争・反ファシズム世界戦争勝利に対する中国共産党の貢献を前面に押し出した展示を目の当たりにし、中国による「歴史戦」の新展開を強く体感した。

<sup>13</sup> 抗戦勝利70年(2015年)あるいは極東国際軍事裁判(東京裁判)開廷70年(2016年)と前後して、中華民国ならびに中華人民共和国による対日戦犯裁判に関する大型資料集が編纂・刊行されている。本稿では詳しく触れないが、習近平政権は第二次大戦後に実施された対日戦犯裁判への中国共産党・中華人民共和国の「関与」を強調することで、自らが反ファシズム戦争勝利の関与者・貢献者であり、戦後国際秩序の創造者の一員であったとの「語り」を強調する姿勢を強めている。これを根拠づける一連の基礎作業として、東京裁判に関する基礎資料の編纂・編訳・刊行(東京審判文献叢編編輯委員会編『極東国際軍事法廷庭審記録』全80巻(国家図書館出版社、2013年) 国家図書館・上海交通大学編『極東国際軍事法廷証据文献集成』全50巻(国家図書館出版社、2014年)、東京審判研究中心編訳『極東国際軍事法廷庭審記録・中国部分』全12巻(上海交通大学出版社、2016年)など)や日本による「侵華」関係資料の発掘・編纂・刊行(湯重南主編『日本侵華密電・九一八事変』全59巻(線装書局、2015年)ならびに湯重南主編『日本侵華密電・七七事変』全51巻(線装書局、2016年)、対日戦犯審判文献叢刊編委会編『横浜審判文献匯編』全105巻(国家図書館出版社、2014年)、対日戦犯審判文献叢刊編委会編『二戦日軍戦史資料匯編』全30巻(国家図書館出版社、2016年)など)、そして、中華人民共和国の対日戦犯処理に関する関係資料の編纂・刊行(中央档案馆編『中央档案馆所蔵日本侵華戦犯筆供選編』全50巻(中華書局、2015年)ならびに中央档案馆編『中央档案馆所蔵日本侵華戦犯筆供選編』全70巻(中華書局、2017年)など)を積極的に進めた。なお、関東軍の「罪行」などに特化した金成民主編『侵華日軍第七三一部隊罪行実録』全60巻(中国和平出版社、2015年)なども刊行された。

14 なお、2017年1月3日付で教育部基礎教育二司が「十四年抗戦」概念を基礎とする小中学校での歴史教育に関する通達を出しているが、中国共産党の歴史教育政策と国家公祭日制定の連関については、本研究の最終着地において検討の成果を反映できればと考えている。

15 いわゆる「南京事件」に中国国内で最初に注目が集まるのは、1982年に発生したいわゆる教科書問題事件であった。その経緯ならびにその後の江蘇省・南京市における「南京事件」追悼の歴史的経緯については、本研究の最終成果において、国家公祭日設立における国内「民意」という要因を論じる際にあわせて論じたい。

16 「全国政協第10届3次会議第3035号提案」朱成山・朱同芳主編『国家公祭 解読南京大屠殺死難者国家公祭日資料集①』（南京出版社、2014年）9-12頁。

17 同前。

18 「全国政協第11届5次会議第4936号提案」前掲『国家公祭』13-14頁。

19 「前言」同前、1-2頁。なお、趙龍自身、南京大屠殺記念館を初めて訪れた2004年以降、同館長の朱成山と接触を続けるなかで、「国家公祭日設立という発想の雛型」を持つに至ったと改装している（「原政協委員趙龍—“9年時間的等待，值得”」『中国新聞網』2014年12月12日）。

20 「關於在南京大屠殺遇難同胞祭日举行国家公祭的建議—第11届全国人大5次会議第5888号建議」前掲『国家公祭』15頁。

21 李適時「關於《全国人民代表大会常務委員会關於設立南京大屠殺死難者国家公祭日的決定（草案）》的說明」（2014年2月25日）『中華人民共和國全国人民代表大会常務委員会公報』2014年第2期、315-316頁。

22 同前。

23 例えば、筆者が事例研究を行った1950年代半ばの中国による対日戦犯処理における「寛大処理」方針の確立過程においても、ほぼ同様の手続きが取られていた（拙稿「『人民の義憤』を超えて—中華人民共和國の対日戦犯政策」（『軍事史学』第44巻第3号、2008年）を参照されたい）。

24 2014年2月27日第12届全国人民代表大会常務委員会第7次会議通過「全国人民代表大会常務委員会關於設立大屠殺死難者国家公祭日的決定」前掲『国家公祭』3頁。

25 遠藤誉「習近平、「南京事件」国家哀悼日に出席—演説なしに関する解釈」（2017年12月14日）<https://news.yahoo.co.jp/byline/endohomare/20171214-00079264>（最終確認日：2021年10月31日）ならびに三船恵美「「習近平新時代」における中国外交と日中関係」（『駒澤法学』第18巻第1号、2018年）など。一般的なメディアはその多くが演説を行わなかった習近平の行動について「対日配慮」との評価を行った。この点については本研究の最終成果で検討を加える。

26 「党史」「新中国史」「改革開放史」「社会主義発展史」における「語り」が歴史的事象の評価の基準となり、さらには中共の政策遂行の正統性を支える理論的基礎となる。中共による歴史教育の強化と歴史認識問題を概観したものとして、江藤名保子「中国共産党政権と日

---

本（下）「歴史問題、国内統治の軸足（経済教室）」『日本経済新聞』（2018年5月25日）など。また、「四史」と歴史教育の強化との関係を概観したものとして、川島真「『四史』—中国の新たな公的歴史教育・研究の基軸」（2021年2月16日）および同「『四史』教育の強化と共産党の100周年」（2021年6月4日）いずれも『サイエンス・ポータル・チャイナ』掲載（2021年10月31日最終アクセス）。

<sup>27</sup> 筆者の予備的考察を支える先行研究として、馬馳騁・文紅玉「作為政治符号的国家紀念日読解—以近年中国新增的四个紀念日為対象」（『武漢理工大学学报（社会科学版）』第31卷第4期、2018年）や司忠華「儀式—愛国主義教育的重要形式—国家公祭儀式為例」（『思想政治教育研究』2019年第5期）や喬凱・朱平「国家紀念儀式促進政治認同的邏輯与路径—以国家公祭儀式為例」（『西南民族大学学报（人文社科版）』2020年第10期）など。特に馬馳騁・文紅玉は2014年に相次いで制定された「抗日戦争勝利紀念日（9月3日）」「中国烈士紀念日（9月30日）」「中国憲法日（12月4日）」「南京大屠殺紀念日（12月13日）」について、「政治符号」としての意義を考察しており、筆者の問題関心に近い議論を展開している。また、「南京事件」関連資料の「世界の記憶」への登録申請・決定（2015年10月）とこれらの「紀念日」制定の関連も「政治符号」という視角から考察に織り込む必要がある。